第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第二条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「四十七万円」を「四十六万円」に改める。

第三条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇四
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二五一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二六一
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二七六

第四条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「〇・九九三」を「〇・九八六」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九三四

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「物価変動率（法第四十四条の二第一項に規定する物価変動率をいう。）が一を下回る場合にあっては、当該物価変動率」を「総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この条において「物価指数」という。）が平成十七年（平成十六年改正法附則第四条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法第八十条第二項に規定する政令で定める率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その低下した比率」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十九号）附則第二条の規定は、平成二十二年度以後の地方公務員等共済組合法第八十一条第三項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率について適用する。

（地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十三年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
文部科学大臣　髙木　義明